

現場説明書

入札参加者様

建築局公共建築部電気設備課長

工 事 件 名	脳卒中・神経脊椎センター駐車場整備工事（電気設備工事）
工 事 場 所	磯子区一丁目2番1号

- 1 工事担当・監督課 : 建築局公共建築部電気設備課
2 工事概要 : 設計図参照
3 配布図書 : 図 面 7 枚
4 工程項目

(1) 本工事は、

契約締結の日から 令和2年12月28日 まで（T= 7.4 か月）

施工期間を 日間（雨天・休日等を含む。以下「想定工期」という。）と想定しています。

事業費の繰越が認められた場合は、原則として想定工期に応じた設計変更を行います。ただし、事業費の繰越が認められない場合は、令和 年 月 日をもって工事施工を打ち切り、契約を終了するものとします。

(2) 本工事に近接ないし競合して予定している工事は、

次のとおりです。

影響を受ける場所	発注機関	工事名	工事内容等	期間

施工にあたっては、相互の連絡及び調整を密にすること。また、連絡及び調整事項を監督員に報告すること。

ありません。

(3) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき本工事の落札者を同条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）として、

指名します。

指名しません。

(4) 本工事において、施工時間、施工方法及び関係機関との協議等の条件は、

次のとおりです。

影響を受ける 工事内容	制約条件の種類	制約条件の具体的内容
施工全般	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時間 <input checked="" type="checkbox"/> 施工期間 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議 <input type="checkbox"/> 工事説明会の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）	別途、施設管理者との協議によります。

ありません。

(5) 引渡し前使用について、工事契約約款第34条の適用による目的物の引渡し前の使用は、

次のとおりです。

使用部分	使用期間
	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 又は、令和 年 月 日 以後

ありません。

5 用地関係

(1) 本工事に係る用地買収は、

次のとおりです。

未買収位置、面積など	買収見込み時期

ありません。

(2) 本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所は、

次のとおりです。

借地場所、面積等	借地目的	借地予定期間	使用条件及び復旧方法	特記事項

ありません。

6 関連工事

建築 空調衛生 昇降機 その他（ 土木 ）

7 現況

未着手 契約後直ちに施工打合せ 別紙参照

8 説明事項等

- (1) 本工事の設計書の商品名、メーカー型番などは、参考に記載されたものです。
- (2) 下請業者（専門業者）については、市内業者を優先して採用してください。
- (3) 請負人は、工事事務等により、本市から指名停止処分を受けて指名停止期間中の者、又は本市からこれと同等と認められて、指名停止期間中の者を下請人としてはいけません。
- (4) 改修工事等で施設内の出入りに際しては、施設管理者に人員等を報告の上、腕章、名札及びヘルメット等を着用し身分を明らかにしてください。
- (5) 下請契約を締結した場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、提出してください。
- (6) 本件の現場代理人は、請負人と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。

9 現場代理人の兼任

本件は、本件と工事監督課が同一であり、かつ監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている次のいずれかの工事請負契約と約款第11条第2項ただし書の既定に基づき、現場代理人を同一人が兼任することが（ できます。／ できません。）

(1) 予定価格（税込）3,500万円（建築の場合は7,000万円）未満の他の1件の工事請負契約

(2) 次の要件を満たす他の2件の工事請負契約

ア 本件を含めた3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含まない場合で、予定価格（税込）の合計が3,500万円未満であるとき

イ 本件を含めた3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含む場合で、予定価格（税込）の合計が7,000万円未満であるとき（ただし、3件のうち、建築以外の工事請負契約を含む場合には建築以外の工事請負契約の予定価格（税込）の合計が3,500万円未満であること。）ただし、本件の請負代金額（税込）が設計変更等に伴う契約変更により3,500万円（建築の場合は7,000万円）以上となった場合は、この限りではありません。

なお、継続工事、追加工事又は合併入札に係る複数の工事請負契約は1件とみなし、予定価格（税込）

又は請負代金額（税込）は合計により判断します。

- 10 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事について
 該当する 該当しない
- 11 電子納品対象工事について
 該当する（別紙「電子納品対象工事特記仕様書」によります。） 該当しない
対象とする資料の範囲は、事前協議で決定します。
- 12 横浜市グリーン購入の推進に関する対象品目について
 対象品目あり（別紙「横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書」によります。）
 対象品目なし
- 13 横浜市週休2日制確保モデル工事の対象について
【受注者希望型週休2日制確保モデル工事】
本工事は「受注者希望型週休2日制確保モデル工事」の対象工事です。
(URL_ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/shukyu2.html>)

【問合せ先】

横浜市財政局公共施設・事業調整課

(電話：045-671-2025／電子メール：za-ykokyo@city.yokohama.jp)

14 積算情報

- (1) 本工事の積算において採用している公共工事設計労務単価は、
 平成31年3月 です。
- (2) 本工事の積算において採用している共通単価（RIBC2）は、
 令和2年2月 です。
- (3) 本工事の積算に採用している積算要領は、
 令和元年5月 です。

15 その他特記事項

再生資源の利用または特定建設資材廃棄物が発生する、請負金額100万円以上（税込）の工事については、建設副産物情報交換システム（COBRIS）に情報を登録し、入力の確認として、施工計画時及び工事完成時に以下の書類をシステムで作成し提出してください。

再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書） 工事登録証明書

横浜市建築局公共建築部電気設備課
電話番号：045-671-2975

横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書

令和2年4月

本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、本特記仕様書によるものとするほか、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「改修標準仕様書」という）、「横浜市建築局（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）特則仕様書」（以下「特則仕様書」という）、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という）、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」によるものとする。

なお、本特記仕様書に適用しない項目については「標準仕様書」、「改修標準仕様書」、「特則仕様書」によるものとする。

1 適用

(1) 「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」の「特定調達品目の分野及び品目一覧」のうち、公共工事【64品目】、横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等の使用【5品目】に該当する品目、及び下記に示す分野の品目を使用する場合は、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

※参照 横浜市グリーン購入の推進のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

分野	品目
・ 家電製品	・ 電気冷蔵庫等 ・ テレビジョン受信機 ・ 電気便座
・ エアコンディショナー等	・ エアコンディショナー ・ ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ ストーブ
・ 温水器等	・ ヒートポンプ式電気給湯器 ・ ガス温水機器 ・ 石油温水機器 ・ ガス調理機器
・ 照明	・ LED照明器具 ・ LEDを光源とした内照式表示灯
・ 消火器	・ 消火器
・ インテリア・寝装寝具	・ カーテン（暗幕） ・ 金属製ブラインド ・ カーペット
・ 設備	・ 太陽光発電システム ・ 太陽熱利用システム ・ 燃料電池 ・ 生ごみ処理機 ・ 節水機器

(2) 「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」の「特定調達品目の分野及び品目一覧」のうち、工事ごとに必要に応じて追記した分野の品目は、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

電子納品対象工事特記仕様書

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、工事の完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品要領建築編・建築設備編」に基づいて作成した電子成果品を納品することをいう。
なお、電子納品の運用については、「電子納品運用手順書(案)[建築営繕編]」を参照する。
- 2 電子成果品は、電子媒体（CD-R等）で正副各1部提出する。
- 3 電子成果品の提出の際には、「横浜市電子納品チェッカー」等によりチェックし、エラーのないことを確認後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 電子納品の対象とする範囲は、「電子納品運用ガイドライン建築・建築設備工事編」をもとに、事前協議チェックシートを用い協議のうえ決定する。
ただし、「完成図面」、「写真」は、電子納品の必須対象とする。
- 5 下記の設計図面についてはCADデータとして貸与する。
貸与するCADデータのファイル形式
 SXF（P21） DXF その他（ ）
貸与するCADデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
- 6 CADデータ(施工図及び完成図)の著作権は、横浜市に帰属するものとする。
- 7 電子納品に関わる費用負担については、請負人負担とする。
- 8 電子納品として履行すべきことが、不可能な状況が生じた場合は、別途協議する。
- 9 維持管理の資料として、完成図の二つ折り製本作成の有無は以下の通りとする。
 作成を求める (1 部)
 作成を求めない